

年 月 日

固定資産税
都市計画税 **更正（修正）通知書**

住 所 _____
氏 名 _____

高浜市長

様

年度、固定資産税、都市計画税を
の規定により、下記のとおり更正（修正）しましたので通知します。

区分		更正後決定額(円)	更正前決定額(円)	差引増減額(円)
課税標準額	固定資産税	土地① 家屋② 償却資産③		
	都市計画税	土地④ 家屋⑤		
	固定資産税(①+②+③) × /100 ⑥			
	都市計画税(④+⑤) × /100 ⑦			
	軽減税額	固定資産税⑧ 都市計画税⑨		
	徴収猶予税額	固定資産税⑩ 都市計画税⑪		
税額	減額税額	固定資産税⑫ 都市計画税⑬		
	区分所有税額	固定資産税⑭ 都市計画税⑮		
	差引税額	固定資産税⑯ 都市計画税⑰		
	減免税額	固定資産税⑱ 都市計画税⑲		
	合計(年税額)	(⑯-⑯)+(⑰-⑲) ⑳		
	第1期 第2期 第3期 第4期			
事由				通知書番号

審査請求及び取消訴訟について

- (1) この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求することができます。
- (2) 更正（修正）の取消しの訴えについては、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この更正（修正）の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 ①審査請求があつた日の翌日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 ③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。